

米子市監査委員告示第4号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、米子市監査委員監査規程（令和2年米子市監査委員規程第1号）の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月11日

米子市監査委員 野坂正史
米子市監査委員 植田昭
米子市監査委員 中田利幸

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

子育て支援課

3 監査対象の概要

子育て支援課の課及び担当の配置は別図のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- (1) 総合的な子育て相談に関すること（健康対策課及びこども相談課並びに教育委員会事務局学校教育課と共管）。
- (2) 子育て支援事業に関すること（他の課の所掌に属する事項を除く。）。
- (3) 児童手当、児童扶養手当及び災害遺児手当に関すること。
- (4) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。
- (5) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則16号）で定めるところにより市が処理することとされた母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定に基づく母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに係る事務に関すること。

- (6) 福祉基金に関すること。
- (7) 保育の実施に関すること。
- (8) 児童の健全育成事業に関すること。
- (9) 放課後児童対策事業に関すること。
- (10) 保育所、児童館及び児童遊園地に関すること。
- (11) 特定教育・保育施設等に関すること。
- (12) とっとり子育て応援パスポートに関すること。
- (13) 児童文化センターに関すること。
- (14) 青少年の健全育成に関すること。
- (15) 少年育成センターに関すること。

また、令和2年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和3年1月末日現在）は、別表のとおりであった。

4 監査の着眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査の範囲

主として令和2年4月1日から令和3年1月末日までに執行された財務に関する事務

(2) 監査の期日

令和3年3月26日

(3) 監査を執行した監査委員

野坂正史・植田 昭・中田利幸

(4) 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 予算の執行と経理事務

ア 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。

- イ 旅行に関する事務については、次のとおりであった。
- (ア) 旅行命令（依頼）書を作成していないものがあったので、米子市職員等の旅費に関する条例（平成17年米子市条例第51号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
 - (イ) 出張復命書を作成していないものがあったので、米子市職員服務規程（平成17年米子市訓令第14号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- ウ 収入に関する事務については、次のとおりであった。
- (ア) 負担金においては、適正に処理されていた。
 - (イ) 使用料においては、適正に処理されていた。
 - (ウ) 国庫支出金においては、調定をしていないもの及び調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
 - (エ) 県支出金においては、適正に処理されていた。
 - (オ) 財産収入においては、適正に処理されていた。
 - (カ) 寄附金においては、適正に処理されていた。
 - (キ) 諸収入においては、適正に処理されていた。
- エ 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- オ 報償費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- カ 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- キ 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ク 委託料に関する支出事務については、完了報告書において、正当決裁者の決裁を受けていないものがあったので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- ケ 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- コ 工事請負費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- サ 備品購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- シ 負担金及び補助金に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ス 扶助費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- セ 償還金に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ソ 公課費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

タ 時間外勤務に関する事務については、時間外勤務手当の支給額を誤っているものがあったので、今後、適正に処理すること。なお、当該時間外勤務手当は、精算済みである。

(2) 公有財産の管理事務

ア 公有財産台帳の整備事務については、子育て支援課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、登録事項が符合していないもの及び公有財産貸付台帳を備えていないものがあったので、米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

イ 行政財産の使用許可に関する事務については、適正に処理されていた。

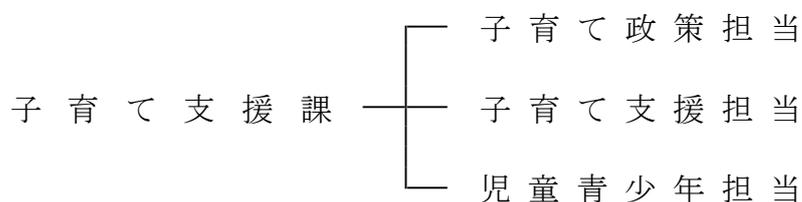
ウ 普通財産の貸付け及び借受けに関する事務については、適正に処理されていた。

(3) 物品の管理事務

ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量の符合しないものがあったので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

イ 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、数量は符合した。また、郵便切手類は、施錠することができる場所に保管されていた。

別 図 組織図



別 表

令和2年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和3年1月末日現在）

歳 入

（単位：円・パーセント）

費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B — C 収 入 未 済 額	C/A	C/B
民生費負担金	217,663,000	175,048,720	125,223,455	49,825,265	57.5	71.5
民生使用料	913,014,000	85,935,656	76,721,355	9,214,301	8.4	89.3
教育使用料	12,000	11,364	11,364	0	94.7	100.0
民生費国庫負担金	4,142,453,000	2,963,505,170	2,899,633,988	63,871,182	70.0	97.8
民生費国庫補助金	797,888,000	786,195,244	700,639,244	85,556,000	87.8	89.1
民生費県負担金	1,634,568,000	1,466,305,174	1,193,137,300	273,167,874	73.0	81.4
民生費県補助金	405,145,000	350,950,000	303,164,000	47,786,000	74.8	86.4
財産貸付収入	39,000	39,561	27,561	12,000	70.7	69.7
利子及び配当金	29,000	67,888	67,888	0	234.1	100.0
民生費寄附金	1,000,000	464,815	464,815	0	46.5	100.0
雑 入	49,089,000	45,857,619	25,072,509	20,785,110	51.1	54.7
民 生 債	211,900,000	0	0	0	0.0	—
合 計	8,372,800,000	5,874,381,211	5,324,163,479	550,217,732	63.6	90.6

※繰越額を含む。

歳 出

（単位：円・パーセント）

費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 済 額	A — C 予 算 残 額	C/A	C/B
諸 費	85,759,000	10,653,337	9,153,335	76,605,665	10.7	85.9
社会福祉総務費	5,030,102	2,571,733	2,571,733	2,458,369	51.1	100.0
児童福祉総務費	756,095,000	628,881,448	621,476,354	134,618,646	82.2	98.8
母子福祉費	1,265,620,000	953,382,740	953,265,863	312,354,137	75.3	100.0
子ども・子育て 支 援 費	10,713,361,000	8,087,401,707	7,147,216,351	3,566,144,649	66.7	88.4
児童福祉施設費	119,213,000	95,913,252	94,936,183	24,276,817	79.6	99.0
少年育成センター 運 営 費	6,963,000	5,643,932	5,512,689	1,450,311	79.2	97.7
私立学校振興費	25,501,000	8,411,915	0	25,501,000	0.0	0.0
社会教育総務費	1,130,000	1,030,000	1,030,000	100,000	91.2	100.0
児童文化センター費	85,215,000	85,061,372	84,642,539	572,461	99.3	99.5
合 計	13,063,887,102	9,878,951,436	8,919,805,047	4,144,082,055	68.3	90.3

※繰越額を含む。